



鳥 労 発 基 0826 第 4 号
令 和 3 年 8 月 26 日

鳥取地方最低賃金審議会

会 長 佐 藤 匡 あて

鳥 取 労 働 局 長
石 田 聡

印

鳥取地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、鳥取県労働組合総連合議長田中暁及び鳥取県西部地域労働組合総連合事務局長田中照久から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項及び同法第12条に基づく異議申出があったので、貴会の意見を求める。